

東大阪市消防局告示第 1 号

東大阪市火災予防条例（昭和 4 8 年東大阪市条例第 3 8 号）第 6 4 条の 2 第 1 項の規定に基づき、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものを次のとおり指定する。

平成 2 6 年 1 0 月 1 4 日

東大阪市消防長

祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での大規模な催しの指定

東大阪市火災予防条例（昭和 4 8 年東大阪市条例第 3 8 号）第 6 4 条の 2 第 1 項の規定に基づき、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして指定するものは、次のすべてに該当する催しとする。

- 1 公園、道路その他の屋外の場所を会場として開催するもの
- 2 主催する者が出店を認める露店の数が 1 0 0 を超えるもの
- 3 催しの 1 日あたりの人出予想が 1 0 万人以上であるもの